

広島県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称            | 所 在 地           | 指 定 年 月 日 |
|----------------|-----------------|-----------|
| すなめ利薬局         | 竹原市忠海中町二丁目二番四六号 | 令和七年二月一日  |
| イオン薬局イオンスタイル尾道 | 尾道市天満町一七番地五〇    | 令和七年二月二日  |
| つむぎ訪問看護ステーション  | 尾道市門田町二〇番六号     | 令和七年二月一日  |
| みなと歯科          | 廿日市市上の浜一丁目一番五号  | 令和七年三月一日  |
| ルートル歯科クリニック    | 廿日市市宮内二丁目一〇番三八号 | 令和七年三月一日  |